

有期雇用教職員の年次休暇以外の休暇に関する協定書
(吉田事業場)

京都大学と吉田事業場過半数代表 川 添 信 介 は有期雇用教職員の年次休暇以外の休暇に関して、次のように協定する。

1. 有期雇用教職員（6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、次に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

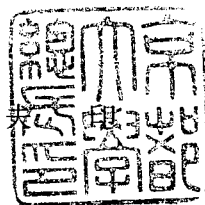
(1) 有期雇用教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月から9月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

2. この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

平成17年4月1日

国立大学法人京都大学総長

尾 池 和



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

川添信介 印